

災害派遣手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月12日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第14号

災害派遣手当等に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当等に関する規則（平成8年香川県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第15条の2の規定に基づき、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）<u>に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第15条の2の規定に基づき、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）<u>に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害派遣手当等に関する規則の規定は、令和5年9月1日から適用する。